

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第41号

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例

岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後								
別表第2（第13条関係）						別表第2（第13条関係）								
施設の種類	区分	工作物を設置する場合（電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。）	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合		施設の種類	区分	工作物を設置する場合（電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。）	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合		
					外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上						外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上	
岸壁		[略]		1本ごとに1年につき <u>460</u>	1メートル	1メートル	岸壁		[略]		1本ごとに1年につき <u>380</u>	1メートル	1メートル	
物揚場		[略]		円	につき <u>98</u>	円	物揚場		[略]		円	につき <u>82</u>	円	につき <u>140</u>
棧橋		[略]					棧橋		[略]					
船揚場		[略]					船揚場		[略]					
漁具干場		[略]					漁具干場		[略]					
漁港施設用地		[略]					漁港施設用地		[略]					
荷さばき所		[略]					荷さばき所		[略]					
野積場		[略]					野積場		[略]					
道路		[略]					道路		[略]					
[略]						[略]								
別表第5（第14条関係）						別表第5（第14条関係）								
区分	工作物を設置する場合（電柱類	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合		区分	工作物を設置する場合（電柱類	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合				

	又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	い場合	場合	外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上
水域	[略]		1本ごと	1メートル	1メートル
公共空地	[略]		に1年につき <u>460</u> 円	ルまでごとに1年につき <u>98</u> 円	ルまでごとに1年につき <u>170</u> 円

[略]

	又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	い場合	場合	外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上
水域	[略]		1本ごと	1メートル	1メートル
公共空地	[略]		に1年につき <u>380</u> 円	ルまでごとに1年につき <u>82</u> 円	ルまでごとに1年につき <u>140</u> 円

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。